

## まえがき

### 1. 目的

この計画は、九州電力株式会社玄海原子力発電所（以下、「玄海原子力発電所」という。）において、万一の原子力災害が発生するなどし、避難指示等が発令された場合に対応すべき必要な事項を定め、（施設名： \_\_\_\_\_）の園児及び職員を安全に避難させることを目的とする。

### 2. 施設管理者の役割

施設管理者は、地元自治体（県・市）との連携により事故情報や避難に関する情報を早期かつ正確に入手し、（施設名： \_\_\_\_\_）における園児の安全確保、保護者への引渡し等を実施する。

このため、施設管理者は、本計画に基づき施設職員を指揮し、業務を行なう。

### 3. 避難計画の作成及び変更

防災対策等の実施にあたっては、県、市町、消防署及び警察署はもとより、消防団等の地元関係者、他の施設及び利用者の家族とも十分に連携を図る。

県及び市町村地域防災計画は、年1回程度改訂されるので、本編・資料編の関係箇所を確認するとともに、施設において、毎年度、見直しを行い、必要に応じて、避難計画を修正する。また、県からガイドラインの改訂通知があったときは、適宜見直しを行う。

## <原子力災害対策編>

まえがき .....	1
1. 目的 .....	1
2. 施設管理者の役割 .....	1
3. 避難計画の作成及び変更 .....	1
I 平常時における対策 .....	3
1. 施設の状況確認.....	3
(1) 立地の確認.....	3
(2) 在園児、職員数（       年   月   日現在） .....	3
(3) 設備の確認.....	3
① 情報収集・伝達手段 .....	3
② 車両の確認.....	3
(4) 身の回りの防災（「身のまわりの防災チェックリスト」参照） .....	4
①建物・ガラス戸・園庭 .....	4
②出入口・避難通路 .....	4
③大型機器類 .....	4
④調理室 .....	4
⑤火元.....	4
⑥消火設備.....	4
2. 応急対策への備え .....	5
(1) 原子力災害の特徴.....	5
① 放射性物質又は放射線の放出 .....	5
② 目に見えない .....	5
③ 放射線被ばく .....	5
(2) 原子力災害時の防護措置 .....	5
(3) 原子力災害時の基本的対応.....	6
(4) 防災関係機関一覧表 .....	6
(5) 物品関係 .....	7
(6) 保護者との連携 .....	7
①連絡手段の共有 .....	8
②「引き渡しカード」の整備 .....	8
II 原子力発電所事故時の対策.....	9
1. 避難のタイミング .....	9
2. 警戒事態 .....	9
(1) 体制整備 .....	9
(2) 入所児童引き渡し.....	9
(3) 避難準備 .....	9
3. 施設敷地緊急事態 .....	10
(1) 避難準備 .....	10
(2) その他.....	11
4. 全面緊急事態 .....	11

## I 平常時における対策

### 1. 施設の状況確認

#### (1) 立地の確認

本施設の所在地

施設設置年月日 昭和・平成 年 月 日

※昭和56年5月31日以前の建物について

耐震診断の実施及び耐震性の有無

耐震診断 実施済み ・ 未実施

診断結果 耐震有り ・ 耐震無し

耐震補強 実施済み ( 年 月 日 ) ・ 未実施

本施設は、玄海原子力発電所から(方角: )、 km に位置する(主要  
 地方道 線沿いに位置)。普通車 台の駐車が可能である。

#### (2) 在園児、職員数 ( 年 月 日現在)

定員数 名

現員数 名

職員数 名 (うち常勤の保育士・幼稚園教諭 名)

#### (3) 設備の確認

##### ①情報収集・伝達手段

##### ・情報収集

防災ラジオ、テレビ、防災行政無線(個別受信機)、携帯電話、衛星携帯電話等  
 (配備している資機材を記載)

[ ]

##### ・情報伝達

施設内の一斉放送システム等(配備している資機材を記載)

[ ]

##### ②車両の確認

車種	車名	車両番号	定員
例) マイクロバス	〇〇〇 〇〇〇〇〇	長崎〇〇 な 〇〇-〇〇	大人〇人+幼児〇人

## <原子力災害対策編>

### (4) 身の回りの防災（「身のまわりの防災チェックリスト」参照）

#### ①建物・ガラス戸・園庭

- ・建物、塀、門扉、大型遊具など、災害のときに危険があるものは専門家による耐震・耐火診断を受ける。（問題があれば対策を講じる）
- ・ガラス戸には、飛散防止シートを貼るなどして、かけらでケガをしないようにしておく。

#### ②出入口・避難通路

- ・出入口や廊下、非常用すべり台などの近くにものを置かずに、避難するルートはすぐに使えるようにする。
- ・避難するルートに、ケガのもとになるような危険（床板が腐っている、釘が出ている、階段のすべり止めがないなど）がないか点検する。

#### ③大型機器類

- ・ロッカー、本棚、くつ箱などは壁や床、天井面に金具などで固定し、転倒を防ぐ。
- ・テレビなどのオーディオ機器は転倒防止金具などで固定する。
- ・ピアノやエレクトーンなどはキャスター部分を固定する。
- ・本棚の上など、高いところに物を置かない。

#### ④調理室

- ・冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する。
- ・ガス栓、ガス管が壊れたり、老朽化していないか確認する。
- ・電気コード、ガスホースなどは足に引っかからないように短くまとめる。
- ・ガスを使用しないときには、こまめに元栓を閉める。

#### ⑤火元

- ・ストーブの周辺に燃えやすいものを置かないようにする。
- ・給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する。
- ・電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化していないか確認する。
- ・コンセントの周囲にホコリをためないようにする。

#### ⑥消火設備

- ・消火器は落下、転倒しない場所に置く。
- ・職員に消火器の設置場所と使用方法をくりかえし指導する。
- ・消火器の使用期限が切れていないか確認する。（定期的に検査を受ける）

## 2. 応急対策への備え

### (1) 原子力災害の特徴

#### ①放射性物質又は放射線の放出

- ・原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。

#### ②目に見えない

- ・放射性物質又は放射線の存在は、放射線測定器を用いることによって検知することができるが、その影響をすぐに五感で感じることはできない。
- ・このため、国、県、市町等が発表する正確な情報を入手し、冷静、沈着、確実にその指示等に従うことが大切。
- ・また、平時から放射線についての基本的な知識を得て、理解しておくことも必要。

#### ③放射線被ばく

- ・放射線を身体に受けることを「放射線被ばく」といい、放射線被ばくの経路には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。
- ・外部被ばくは、体外にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。
- ・内部被ばくは、呼吸によって空気中の放射性物質を吸い込んだり、放射性物質を含んだ飲食物を摂取したりすることにより、体内にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。

### (2) 原子力災害時の防護措置

#### ①基本的な対応

- ・PAZ（～5km） 全面緊急事態になれば、即時避難
- ・UPZ（5km～30km）

屋内退避を基本とし、放射性物質放出後、その実測値に基づき避難。

#### ②防護措置の基準

	事象	PAZ（～5km）	UPZ（5km～30km）
警戒事態	(例) 県内で震度6弱の地震が発生	・保育所等、避難に時間を要する施設において避難準備	—
施設敷地緊急事態	(例) 玄海原子力発電所の全交流電源喪失状態が30分以上継続	・保育所等の避難実施 ・一般住民の避難準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備	・屋内退避準備
全面緊急事態	(例) 玄海原子力発電所の	・一般住民の避難開始	・屋内退避実施 ・安定ヨウ素剤服用準備

<原子力災害対策編>

	事象	PAZ (～5km)	UPZ (5km～30Km)
	全ての非常用炉心冷却装置による注水が不可能	・安定ヨウ素剤服用	備 ・避難等の準備

**(3) 原子力災害時の基本的対応**

①保護者への引渡し

入所児童を保護者に引き渡すことが可能な場合は、保護者に引き渡すことを原則とする。

市(町)による避難開始指示までに、入所児童を保護者に引き渡すことができない場合は、当該入所児童とともに指定された避難所に避難し、避難先で、当該児童を保護者に引き渡す。

なお、\_\_\_\_\_市・町における避難先は、\_\_\_\_\_市・町となっている。

(日頃の備えの例)

- ・防災訓練(避難訓練)時に保護者への引渡しの要素を追加して実施。

②避難場所及び経路の確認

災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路が使えなくなることも考えられるため、主要な避難経路を2つ以上決めておく。

(日頃の備えの例)

- ・避難場所・避難経路を実際に歩き、交通量や道幅、危険な場所を確認。

**(4) 防災関係機関一覧表**

地域の防災関係機関の連絡先を調べ、一覧表を作成しておく。

(防災関係機関の例示)

市町担当課、消防、警察、協力医療機関、電気設備等保守管理業者 等  
施設外部と電話が通じない場合の緊急時の連絡方法も検討しておく。

防災関係機関一覧表

連絡先	電話番号	FAX番号	備考

(5) 物品関係

毎年度初めに、避難時における物品をあらかじめ準備して（決めて）おき、職員へ週知する。

物品名	数量	事前に備えているものは◎、 避難時備えるものは○
水	( 〇 (ml) ペットボトル 本)	
おやつ	( 人の子どもたち 日分)	
粉ミルク	( 缶 (袋) )	
哺乳瓶	( 本)	
備蓄食料 (離乳食、アレルギー用含む)	( 人の子どもたち 日分)	
懐中電灯	( 本)	
おんぶ紐		
園児名簿 (出席簿)		
緊急連絡名簿		
引き渡しカード		
オムツ	( 袋 (枚) )	
おしりふき		
子どもの着替え		
ビニール袋		
救急用品		
携帯電話		
ラジオ		
ノートパソコン (子どもたちの連絡先や 家族の勤務先などの情報が入っている)		

<原子力災害対策編>

(6) 保護者との連携

子どもを安全に保護者のもとに引き渡すためには、職員の努力だけでなく、保護者側の協力も必要なことから、保護者説明会などを通じて災害時の連絡手段等について伝える。

①連絡手段の共有

災害時は電話がつながらなくなることも想定し、あらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者へ知らせておく。

想定する連絡手段	対応するものに○	備考
電話連絡網の整備		
一斉メール配信システムの活用		
災害伝言ダイヤルの活用		
携帯電話から見られるホームページやブログへの記載		
園舎へ設置した掲示板への記載（園舎外へ避難する場合）		

- ※ すぐに情報を伝えられるように、いくつかの事態を考えた定型文を用意しておく。
- ※ 伝達が困難となることも想定されるため、園から保護者に連絡をしなくても迎えに来ていただくことをふだんから周知しておく（あらかじめ決めている避難先を知らせておく）。
- ※ メール送信など、一斉送信ができるよう、日頃から訓練（練習）をしておく。

②「引き渡しカード」の整備

混乱した中では、いつ、どこで、だれがだれに、子どもを引き渡したかが不明確になりがちであり（親が子どもを迎えに来ることができない場合もある）、事後の確認や整理のため、専用の「引き渡しカード」を整備する。

(作成例)

園児引き渡しカード

事前記入	クラス名		血液型	型
	園児名		生年月日	年 月 日
	保護者名		園児との関係	
	住所		電話番号	
引取時記入	引き取り者		園児との関係	
	引き渡し年月日 (時刻)	年 月 日 (AM・PM : )	引き渡した職員名	
	引き渡し場所		特記事項	



## Ⅱ 原子力発電所事故時の対策

### 1. 避難のタイミング

原子力災害時の緊急事態は、「警戒事態（警戒事象）」、「施設敷地緊急事態（特定事象）」、「全面緊急事態」の3つに区分されており、避難（屋内退避を含む）については、「全面緊急事態」となった時点から実施する。

「全面緊急事態」に至った後は、防護措置の判断基準となる空間放射線量に応じて市町災害対策本部等より出される指示に従って避難等を行うこととなる。

宿直等の職員は、警戒事象の発生を認知した時、災害警戒のため応援が必要な場合には、初動担当者に出勤を要請する。

職員の参集が必要な事象をあらかじめ整理し、職員の参集が必要な場合には、速やかに防災情報連絡網により連絡し、参集できる体制を整備する。

※ 以下、事態ごとの対応を記載しているが、当該事態になった場合に必ず、避難実施するものではなく、放射線量に応じて、市町災害対策本部等から避難や屋内退避の指示が出される。

※ 避難のための体制整備、準備に応じて必要な事項を記載するものとする。

### 2. 警戒事態

#### (1) 体制整備

- 職員への対応指示
- 職員参集（全職員）
- 情報収集
  - ・市（町）から発せられる情報
  - ・想定している避難ルート of 状況
- 負傷した園児等がいる場合の救護

#### (2) 園児の引き渡し

- 保護者に園児の迎えを要請
  - ・連絡手段：一斉メール
- 園児を引き渡し
  - ・「園児引き渡しカード」による確実なチェックを行う
- 園児人数の把握
  - ・随時、引き渡した園児数と引き渡していない園児数を把握しておく

#### (3) 避難準備

- 園児への対応

<原子力災害対策編>

- ・身支度、整列等
- 非常用持ち出し物資準備
  - ・「物品関係のリスト」によるチェック
- 車両台数確認・車両要請
  - ・施設の所有車両、職員所有車両での避難可能人数を把握
  - ・車両が不足する場合は、近隣住民、市（町）等に協力要請

市・町 近隣住民の連絡先			
市・町	課	TEL	— —
		TEL	— —
		TEL	— —

- 徒歩避難に必要な物資の準備
  - ・市（町）が指定する一時集合場所に徒歩移動させるために必要な、おんぶ紐、散歩車の準備
- 園児・引率職員の避難車両等の割り振り（「割り振り表」の作成）
  - ・避難車両が不足する場合は、市（町）が指定する一時集合場所に移動させる園児・引率職員を選定
- 保護者への連絡
  - ・内容：避難予定である旨、避難先、避難ルート 等
  - ・手段：一斉メール・その他（\_\_\_\_\_）

### 3. 施設敷地緊急事態

#### (1) 避難準備

- 避難する園児数、避難する園児・引率職員の避難車両の割り振り

避難先	
名称：_____市・町	避難先名：_____
住所：_____市・町_____	
避難先に係る連絡先	
_____課	_____係
TEL _____	— —

①職員所有車両等による避難

(施設名：\_\_\_\_\_)

↓ (\_\_\_\_\_号線経由)

\_\_\_\_\_市・町 避難先名：\_\_\_\_\_

②一時集合場所に移動

(施設名：\_\_\_\_\_)

↓ (徒歩：約\_\_\_\_\_分)

一時集合場所 (\_\_\_\_\_)

↓ (市(町)が用意するバス)

避難先：\_\_\_\_\_

(2) その他

- 施設の保護
  - ・ブレーカーの切断やガスの元栓の確認など、二次災害発生の防止措置
- 園児の避難先等の掲示準備
  - ・園児の避難先、避難ルート等を遅れて迎えに来た保護者に分かるように掲示
- 保護者への連絡
  - ・内容：予定している避難先、避難ルート 等
  - ・手段：一斉メール・その他(\_\_\_\_\_)

4. 全面緊急事態

- 園児の引き渡し
  - ・「園児引き渡しカード」による確実なチェックを行う
- 園児人数の把握
  - ・随時、引き渡した園児数と引き渡していない園児数を把握しておく
- 避難実施
  - ・保護者への引き渡しができない園児を バス・その他(\_\_\_\_\_)により、避難を実施する。
- 保護者への連絡
  - ・内容：避難完了した旨、避難先、引き渡しの方法、その他 (\_\_\_\_\_)
  - ・手段：一斉メール、個別連絡、その他 (\_\_\_\_\_)

## 身の回りの防災チェックリスト

ポイント		チェック
①建物・ガラス戸・園庭	建物、塀、門扉、大型遊具など、災害のときに危険があるものは専門家による耐震・耐火診断を受ける（問題があれば対策を講じる）	
	ガラス戸には、飛散防止シートを貼るなどして、かけらでケガをしないようにしておく	
②出入口・避難通路	出入口や廊下、非常用すべり台などの近くにものを置かずに、避難するルートはすぐに見えるようにする	
	避難するルートに、ケガのもとになるような危険（床板が腐っている、釘が出ている、階段のすべり止めがないなど）がないか点検する	
③大型機器類	ロッカー、本棚、くつ箱などは壁や床、天井面に金具などで固定し、転倒を防ぐ	
	テレビなどのオーディオ機器は転倒防止金具などで固定する	
	ピアノやエレクトーンなどはキャスター部分を固定する	
	本棚の上など、高いところに物を置かない	
④調理室	冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する	
	ガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する	
	電気コード、ガスホースなどは足に引っかからないように短くまとめる	
	ガスを使用しないときには、こまめに元栓を閉める	
⑤火元	ストーブの周辺に燃えやすいものを置かないようにする	
	給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認する	
	電気コードやコンセントが壊れたり、老朽化していないか確認する	
	コンセントの周囲にホコリをためないようにする	
⑥消火設備	消火器は落下、転倒しない場所に置く	
	職員に消火器の設置場所と使用方法をくりかえし指導する	
	消火器の使用期限が切れていないか確認する <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">                     （使用期限：   年   月   日）                      （点検日：    年   月   日）                 </div>	